

仕 様 書

この仕様書は、公益財団法人広島県教育事業団(以下「甲」という。)が実施する貨物自動車等の賃借について、受託業者(以下「乙」という。)が行うべき契約の内容と方法を定める。

乙は、この仕様書に基づいて賃貸を実施するものとする。

1 契約の名称

令和5年度貨物自動車等賃貸借契約

2 契約期間

令和5年5月1日から令和6年3月31日までの間

3 契約の内容

(1)借受車両

- ・月極(一月単位で契約する車両区分):①1,200cc以上貨物自動車(バンタイプ)
- ・日割(一日単位で契約する車両区分):②1,200cc以上貨物自動車(バンタイプ)
③5人乗り普通自動車(カローラクラス)
④5人乗りステーションワゴン(フィールダー等クラス)
⑤ワンボックスバン(ハイエースバン等クラス)

(2)今年度使用予定台数:上記(1)の区分に応じ、次の台数

①20台②131台③9台④7台⑤1台

予定台数は、予算での予想値であって、実際の発生台数を保証するものでない。

(3)保険補償内容

区 分	保 険 補 償 内 容
対 人	無制限/名(自賠償含む)
対 物	無制限(免責額0円)/事故
車両時価	時価額(免責額0円)/事故
搭 乗 者	死 亡 3,000万円/1名当たり 人身傷害・後遺障害 その程度により3,000万円を限度とする。
以上の補償額	

※乙は、乙指定の保険会社との間で上記自動車損害賠償保険契約を締結するとともに、賃貸借期間中、事故により発生した自動車修理代金債務及び甲がその責に帰すべき事由により第三者に支払うべき損害賠償債務について、その事項に付き、上記補償の限度内で、保険補償を行うこと。

但し、警察の事故証明のない場合は、この保険補償は適用されない。

(4)賃貸借料

車両の借入れに要する一切の費用とする。なお、日割で車両を借入れた場合であって、契約単価に使用日数を乗じた額が、月極の契約単価を上回る場合、月極の契約単価に基づく金額を賃貸借料とする。

(5)支払い方法等

1カ月ごとの請求払い

(6)ノンオペレーションチャージ

甲は、賃借中の事故により、自動車の修理が必要となった場合、修理期間中の自動車の営業補償の一部として、下記金額を乙に対して支払うものとする。

区 分	甲の負担額
乙が、甲から自動車を返却場所で引取った場合	20,000円
乙が、甲から自動車を返却場所以外で引取った場合	50,000円

(7)納車(返却)日時及び場所

日時: 納車は、甲が指示する日の午前8時30分まで、返却は甲が指示する日の午後5時以降とすること。

場所:①(公財)広島県教育事業団事務局埋蔵文化財調査室

②(公財)広島県教育事業団事務局埋蔵文化財調査室(広島県立総合体育館)

(8) 管理責任

甲の管理責任の始期は、甲が指示する納車日の午前8時30分からとし、終期は、甲が指示する返却日の午後5時までとする。

但し、終期について、甲の指示により午後5時以前又は、午後5時以後に返却(乙による引取り)が行われた場合は、その返却時までとする。

※乙の都合による納車日時以前の納車、返却日時以後の引取りに係る管理責任は乙に帰属すること。

(9) その他

ア 冬期間においては、甲の指示により、冬用タイヤ、タイヤチェーン等を装着又は装備すること。

イ 乙は、納車の際、あらかじめ燃料を満杯にするとともに、甲は、返却の際、同様に燃料を満杯にすること。

ウ 荷室は後部座席を倒した状態で、普通合板(910×1820×8.5mm程度)が10枚程度積載できること。

貨物自動車等賃貸借契約書(案)

公益財団法人広島県教育事業団を甲とし、
甲と乙は、次のとおり賃貸借契約を締結した。

を乙として、

(目的)

第1条 乙は、次のとおりその所有する貨物自動車等(以下「自動車」という。)を甲に賃貸し、甲は、これを賃借することを約した。

1 品名	仕様書3(1)の区分に規定する①～⑤の自動車
2 数量	甲が指示する台数
3 単価金額 (区分に応じ1台当り)	月極:①1,200cc以上貨物自動車(バンタイプ) 円 日割:②1,200cc以上貨物自動車(バンタイプ) 円 ③5人乗り普通自動車(カローラ等クラス) 円 ④5人乗りステーションワゴン(フィールダー等クラス) 円 ⑤ワンボックスバン(ハイエースバン等クラス) 円
4 規格等	(1)排気量1,200cc以上 令和2年式以降 (2)ガソリンエンジン
5 賃貸借期間	令和5年5月1日から令和6年3月31日までのうち 発掘調査等において、甲が必要とする期間
6 納車(返却)場所	(1)公益財団法人広島県教育事業団事務局埋蔵文化財調査室 (2)公益財団法人広島県教育事業団事務局(広島県立総合体育館)
7 備考	賃貸借内容については、別紙「仕様書」のとおり

(賃貸借の指示)

第2条 甲は、乙に対し自動車の賃貸借を指示するときは、別紙貨物自動車賃貸借指示書をもって行うものとする。

2 乙は、前項の貨物自動車賃貸借指示書に記載された数量の自動車をその期間中、甲に賃貸借するものとする。

3 乙は、別紙仕様書3(1)の区分に応じ、①～⑤の自動車を、甲に賃貸借するものとする。

(検査)

第3条 乙は、自動車の納車及び引取りを行ったときは、別紙納車・引取伝票により、その旨を甲に届け出るものとする。

2 甲は、前項の届け出があったときは、速やかに検査を行うものとする。

(自動車の使用)

第4条 甲は、自動車を使用するに当たっては、常に善良な管理者の注意をもって自動車を管理運行し、交通関係諸法規を遵守し、安全運転と事故防止に努め、自動車の保全に万全の注意を払うものとする。

(賃貸借料の支払)

第5条 乙は、甲が、自動車を賃借した場合は、月毎にその賃借料を甲に請求するものとし、甲は、乙からの適法な請求書を受領後、30日以内に賃借料を支払うものとする。

(損害賠償)

第6条 甲又は乙は、自己の責めに帰すべき理由により、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第7条 甲又は乙は、相手方がこの契約の規定に違反した場合には、この契約を解除することができる。

(疑義の解決)

第8条 この契約に定めのない事項で必要がある場合及びこの契約について疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和5年 月 日

甲 広島市西区観音新町二丁目11番124号
公益財団法人 広島県教育事業団
理事長 桜井勝広

乙